

第 8 7 号議案

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定につい
て

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年 6 月 1 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例（平成 2 6 年八王子市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(14) (略) (15) 多機能型 第 7 7 条に規定する指定生活介護の事業、第 1 2 2 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第 1 3 2 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第 1 4 3 条に規定する指定就労移行支援の事業、第 1 5 4 条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第 1 6 7 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに <u>八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 号。以下「指定障害児通所支援等基準条例」という。）</u> 第 4 条に規定する指	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(14) (略) (15) 多機能型 第 7 7 条に規定する指定生活介護の事業、第 1 2 2 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第 1 3 2 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第 1 4 3 条に規定する指定就労移行支援の事業、第 1 5 4 条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第 1 6 7 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに <u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号。以下「指定通所支援基準」という。）</u> 第 4 条に規定する指定児童発達

定児童発達支援の事業、指定障害児通所支援等基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定障害児通所支援等基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定障害児通所支援等基準条例第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定障害児通所支援等基準条例第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定障害児通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

2 (略)

(衛生管理等)

第34条 (略)

2 (略)

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、感染症又は食中毒が発生しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第93条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定障害児通所支援等基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定障害児通所支援等基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第121条 第13条から第25条まで、第27条、第32条から第42条まで及び第53条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第121条において準用する第25条第2項」と、第34条第3項中「発生しない」とあるのは「発生

支援の事業、指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

2 (略)

(衛生管理等)

第34条 (略)

2 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第93条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第121条 第13条から第25条まで、第27条、第32条から第42条まで及び第53条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第121条において準用する第25条第2項」と読み替えるものとする。

し、又はまん延しない」と、「発生の」とあるのは「発生及びまん延の」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準等の特例)

第204条 多機能型の指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（**指定障害児通所支援等基準条例**第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（**指定障害児通所支援等基準条例第68条第1項**に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（**指定障害児通所支援等基準条例第79条第1項**に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この条及び次条においてこれらを「多機能型事業所」という。）は、多機能型事業所の事業ごとの利用定員の合計が市規則で定める数に満たない場合は、当該多機能型事業所の事業ごとの従業者を市規則で定める基準により置くことができる。

2 (略)

附 則

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置)

第5条 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができるものであって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4（次項において「区分4」という。）、同条第6号に規定する区分5（次項において「区分5」という。）又は同条第7号に規定する区分6（次項において「区分6」という。）に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居内にお

(従業者の配置の基準等の特例)

第204条 多機能型の指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（**指定通所支援基準**第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（**指定通所支援基準第56条第1項**に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（**指定通所支援基準第66条第1項**に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この条及び次条においてこれらを「多機能型事業所」という。）は、多機能型事業所の事業ごとの利用定員の合計が市規則で定める数に満たない場合は、当該多機能型事業所の事業ごとの従業者を市規則で定める基準により置くことができる。

2 (略)

附 則

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置)

第5条 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができるものであって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4（次項において「区分4」という。）、同条第6号に規定する区分5（次項において「区分5」という。）又は同条第7号に規定する区分6（次項において「区分6」という。）に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居内にお

いて、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合は、**令和3年3月31日**までの間、第188条第3項及び第192条の8第4項の規定を適用しない。

2 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4、区分5又は区分6に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件がいずれも満たされる場合は、**令和3年3月31日**までの間、当該利用者について第188条第3項及び第192条の8第4項の規定を適用しない。

(1)・(2) (略)

いて、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合は、**平成33年3月31日**までの間、第188条第3項及び第192条の8第4項の規定を適用しない。

2 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4、区分5又は区分6に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件がいずれも満たされる場合は、**平成33年3月31日**までの間、当該利用者について第188条第3項及び第192条の8第4項の規定を適用しない。

(1)・(2) (略)

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。ただし、附則第5条の改正規定は、公布の日から施行する。